

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

暑中御見舞

令和2年盛夏

コロナ対策

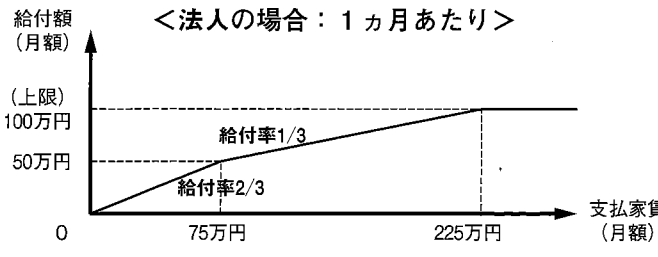
家賃支援給付金について 6カ月分の家賃など補助

新型コロナウイルスの感染拡大で売り上げが落ち込んだ中小企業などの賃料負担を軽減する「家賃支援給付金」の申請受付が始まりました。テナント賃料や地代が半年分給付されるもので、対象は、5〜12月の売り上げが単月で前年比50%以上ある

いは3カ月で30%減った場合です。ここでは「家賃支援給付金」の概要について紹介します。家賃支援給付金は、緊急事態宣言の延長や営業自粛要請などより、特に大きな影響を受けている事業者に対して、固定費の中で大きな負担とな

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。
申請時の直近1カ月における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)**の**6倍**

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以上	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限



なっている地代・家賃の負担を軽減するために支給されます。対象となる事業者は、資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も対象となります。

■要件
 5月から12月の売上高について「1カ月で前年同月比マイナス50%以上」または「連続する3カ月の合計で前年同期比マイナス30%以上」で、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っていること。

自己保有の土地・建物のローンを支払い中の場合は対象外となります。個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は対象となりますが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。借地の賃料も対象で、借地上に賃借している建物が存在するかどうかは問われません。例として、駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料があります。

■給付額
 法人は最大600万円、個人事業主には最大300万円が一括支給されます。

■申請書類
 申請に必要な書類は、「賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書等)」、「申請時の直近3カ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書等)」、「本人確認書類(運転免許証等)」、「売上減少を証明する書類(確定申告書、売上台帳等)」。

申請開始後、売上減少月の翌月から2021年1月15日までの間、いつでも申請可能です。給付額は申請時の直近1カ月における支払賃料に基づき算定されます。

原則としてオンラインのみでの受け付けになりますが、オンライン申請に慣れていない事業者向けに申請を手助けするサポート会場が全国に500か所以上設けられる予定です。詳細は経済産業省HP <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html> 相談ダイヤル(家賃支援給付金コールセンター) 0120-6531930 (平日・土日祝日8:30~19:00)

算定方法は申請時の直近1カ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍です。法人の場合、例えば、月額の支払賃料が75万円以下の場合、給付率2/3、75万円を超える場合は50万円に加え、75万円の超過分に給付率1/3を乗じた額の合算金額が月額給付額(上限100万円)。月額賃料が225万円、給付額の上限が100万円となります。

個人事業主の場合、月額の支払賃料が37.5万円以下の場合給付率2/3、37.5万円を超える場合は25万円に加え、37.5万円の超過分

相続税などの算定の基準となる2020年分の路線価が公表され、21の都道府県で去年を上回り、全国の平均も5年連続で上昇しました。ただ、路線価は1月1日を評価時点としているため、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は反映されておらず、今後、地価が下落する可能性があります。

路線価は、国税庁が1月1日の時点で全国の主な道路に面した土地、およそ32万6000地点の1平方メートル当たりの評価額を算定したもので、相続税や贈与税を計算する基準になります。

今回は、21の都道府県で去年を上回り、全国の平均も去年より1.6%上がって5年連続で上昇しました。また、東京の銀座5丁目の銀座中央通りが4592万円で、35年連続で日本一となり、去年に続いて過去最高額を更新しました。

昨年まで雇用状況の改善や外国人観光客の増加が続き、不動産への投資資金が都市圏だけでなく、一部の

全国平均は5年連続上昇 コロナの影響で減額修正も —2020年分の路線価—

地方都市に流入していることが背景にあるとみられています。

都道府県庁所在地の最高価格は38の地点で上がり、那覇市の国際通りは去年より40%以上も上昇したほか、大阪市の御堂筋や、横浜市の横浜駅西口バスターミナル前通りも30%以上、上がりました。

路線価は1月1日を評価時点とし、前年の地価変動などを考慮した上で算定されるため、新型コロナウイルス感染拡大以降の地価の変動は反映されていません。国税庁はコロナによる経済活動低迷で地価が大幅に下落した場合には、路線価を減額修正する方針です。

新型コロナウイルスの影響による今後の地価の見通しについて、専門家は、「感染拡大の収束にめどが立たない以上、住宅地、商業地ともに今後、弱含みに転じても不思議ではない。特に商業地については経済活動がコロナ以前の水準や成長軌道に戻るには時間がかかる」と分析しています。

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、内閣府が意識調査を行ったところ、就業している人の3割以上の人がテレワークを経験したことが分かりました。

内閣府は、インターネットを通じて全国1万人以上の男女を対象に、生活や行動の変化などの意識調査を行いました。

それによると、就業している人を対象に、経験した働き方を尋ねたところ、「テレワークを経験した」と答えた人は、全国で34.6%に上りました。内訳をみると、「テレワーク（ほぼ100%）」10.5%、「テレワーク中心（50%以上）」11.0%、「定期的にテレワーク（出勤中心・50%以上）」6.9%、「不定期にテレワーク利用」6.1%となっています。

業種別にみると、「教育・学習支援業」が50.7%と最も高く、次いで「金融・保険・不動産業」（47.5%）、「卸売業」（45.5%）、「製造業」（43.1%）、「公務員」（40.6%）の順。一方、最も低いのは「医

就業者の3割以上が テレワークを経験 —内閣府調査

療・福祉・保育関係」の9.8%、次いで「農林漁業」（17.1%）、「小売業」（20.1%）の順でした。

■テレワーク普及の課題■

一方で、テレワークを拡大するための課題を尋ねたところ、「社内の打合せや意思決定の仕方の改善」が44.2%で最多、「書類のやりとりを電子化、ペーパーレス化」（42.3%）、「社内システムへのアクセス改善」（37.0%）などとなりました。

他方で不便な点と考えられるものでは、「社内での気軽な相談・報告が困難」（34.5%）や「取引先等とのやりとりが困難」（34.0%）が上位にあげられました。

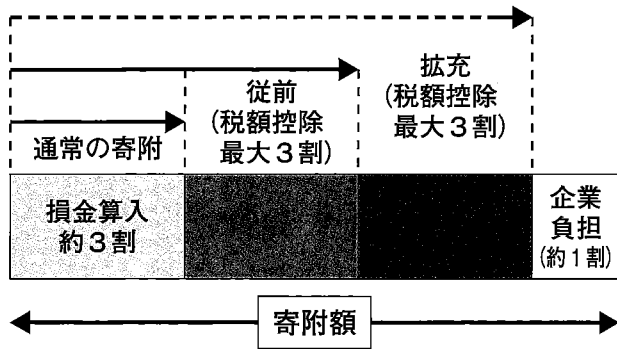
また、テレワークを経験した人に意識の変化を尋ねたところ、仕事と生活のうち、「生活を重視するように変化した」と答えた人が64.2%に上ったほか、46.3%の人が転職や副業などへの希望に「変化があった」と答え、テレワークの経験が、仕事に向き合う意識に変化をもたらしたことがうかがえます。



◆令和2年度税制改正◆ 企業版ふるさと納税の拡充・延長

すでに社会に浸透している個人ふるさと納税に対し、平成28年4月から始まった「企業版ふるさと納税」は、見返りが少ないことなどを理由に十分に利用されていませんでした。そこで、令和2年度税制改正において、税額控除割合を引上げて制度利用を後押しするとともに、適用期限が5年間延長されました。

【税額控除割合の引上げ(イメージ)】



制度の概要

企業版ふるさと納税の正式名称は、「地方創生応援税制(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)」といい、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

寄附した自治体からの返礼品などはありませんが、地方創生事業に寄附することで、企業イメージの向上やPR活動につながるメリットがあります。なお、1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。

令和2年度税制改正では、税額控除の割合が従前の3割から2倍の6割に引き上げられました。

よって、通常の寄附の損金算入制度による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせると、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されることとなりました。

適用時期

これらの拡充が行われた上で、適用期限が5年間(令和6年度まで)延長されました。

8月の税務と労務

—税務—

- ★個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- ★個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- ★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月11日
- ★6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…8月31日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…8月31日
- ★個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限……8月31日

コロナ後の価値観

コロナショックは、これまでの「当たり前」に大きなインパクトを与える出来事となりました。緊急事態宣言や営業自粛要請が解除され、経済活動が戻ったとしても、今回の件で変化した様々な価値観まで元に戻るとは限りません。▼社員全員が毎日同じオフィスに行く必要性はあるのか。これまで対面が原則とされていた様々なサービスはオンラインでも可能なものではないか。従来、疑問に思われながらも既存の枠組みにとらわ

れ、対応が後回しになっていたことが、今回の危機をきっかけに大きく動き始めました。▼「全てが全て対面である必要はない」となれば、社員の意識や行動も変わってくる可能性があります。空いた時間が増えれば、その時間を有効活用し、商品やサービスの付加価値を上げたり、生産性の向上に役立てることができます。今回の危機は一時的な嵐ではなく、企業体質を強化するチャンスになるのかもしれません。